平成26年労第5号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による療養給付(移送費)を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

# 2 経 過

請求人は、A会社の営業職として勤務していた平成〇年〇月〇日に、普通自動 二輪車で帰宅途中信号のある交差点を直進中、対向車線から交差点を右折してき た普通乗用自動車と衝突し、負傷した。請求人は、B県C市所在のD病院に救急 搬送され、「交通多発外傷、骨盤骨折、右脛骨骨折、外傷性くも膜下出血」と診 断され、E病院に転医し、平成〇年〇月〇日まで入院加療していた。

その後、請求人は右脛骨近位部の偽関節手術等のため同年〇月〇日から同年〇月〇日までD病院及びE病院に入院し、また、偽関節手術後の骨内異物抜釘のため平成〇年〇月〇日から同月〇日までD病院に入院した。

請求人は、偽関節手術後の骨内異物抜釘のため、D病院に入院した際にタクシーを利用したとして、監督署長に入退院に係る移送費の請求をしたところ、監督署長は、タクシーを使用して移送する必要があったものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

さらに、請求人は、骨盤骨折術後の抜釘のため、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までD病院に入院した際にタクシーを利用したとして、監督署長に入退院

に係る移送費の請求をしたところ、監督署長は、請求人の傷病の状態等から移送 に関してのタクシー利用の合理性が認められないとして、これを支給しない旨の 処分をした。

請求人は、この処分を不服として、平成〇年〇月〇日付けで審査官に審査請求をしたが、審査請求が受理された日から3か月を経過しても審査官の決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求に及んだものである。

#### 第2 再審查請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の療養給付(移送費)について、これを支給しないとした 監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

## 第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の認定した事実

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 請求人は、入退院時のタクシー利用について、重量物(生活必需品約4kg)を持っての歩行及び公共交通機関の利用は困難な状態であった旨主張している。ところで、労災保険法第13条第2項第6号の「移送」として療養上相当と認められる療養の給付の範囲について、厚生労働省労働基準局長は、通達を発出しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えることから、請求人の症状経過等から、請求人が公共交通機関を利用することが困難でタクシーを利用しなければならない状況にあったか否かについて、通達に照らし、以下のとおり検討する。
- (2)請求人の自宅とD病院は、公共交通機関であるFにより結ばれており、距離約9.8km、所要時間約21分とされている。F広報担当によると、平成〇年〇月〇日(入院日)及び同年〇月〇日(退院日)のFの運行状況は、ともに最

大8分から9分の遅れはあったものの、大幅な遅れ及び運休はなかったとして おり、両日における公共交通機関の混乱は認められない。

## (3)請求人の身体状態等について

- ア 請求人は、平成○年○月○日に右脛骨近位部偽関節手術後の骨内異物抜釘のためD病院に入院し、同月○日に退院しているが、主治医であるG医師は、同月○日付けの診断書において、要旨、「時々右膝痛あり。通院(単独歩行)できる。」と所見している。また、同医師は、同年○月○日の監督署の聴取に対して、要旨、「入退院に際し、特にタクシーで通院するよう指示しておらず、抜釘前、抜釘後の請求人の傷病の状態から、公共交通機関を利用することは充分可能であった」と答えている。実際に、請求人は、平成○年○月から平成○年○月までの間、退院直後の平成○年○月○日を含め、計15回にわたって公共交通機関を利用して同病院に通院している。
- イ また、請求人は、前決定処分時における審査官の聴取に対して、要旨、「平成○年○月○日よりFを利用して会社に出勤した。」、「平成○年○月○日に主治医から自宅で装具を外していいと指示され、同年○月○日からは装具を外すよう指示を受けた。」、「同年平成○年○月の入院する前の状態としては、日常生活でも基本的に装具を着用していなかった」と述べている。
- ウ 当審査会において、念のため、平成○年○月○日にD病院で撮影した X線画像及び平成○年○月○日から平成○年○月○日まで通院した H クリニックでの X 線画像を読影したところ、G 医師の意見は妥当であり、公共交通機関(タクシーを除く)を利用しての入退院は可能な状況であったものと判断する。
- (4)以上について検討した結果、請求人がタクシーを利用しなければならなかったとされる、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日は、公共交通機関の乱れによる請求人への身体的負担もなく、請求人自身の身体状態も単独歩行が可能な状態であったものと判断されることから、通達に照らし、請求人が公共交通機関を利用することが困難でタクシーを利用しなければならない状況にあったとは認められないものと判断する。

なお、移送費の範囲については、「傷病の状況等からみて一般に必要と認められるもの」とされているものであり、入退院に際し、重量物の一括運搬が必要であることをもって、タクシーを利用しなければならない状況にあったとす

るものではないことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付(移送費)を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。